

2025 年大阪・関西万博テーマウィークへの出展に係る企画・運営等実施業務
企画提案募集要項

1 業務概要

(1) 業務名称

2025 年大阪・関西万博テーマウィークへの出展に係る企画・運営等実施業務

(2) 業務の目的

2025 年大阪・関西万博テーマウィークへの出展により、徳島県内の伝統文化等を国内外に発信するための効果的な企画を立案し、出展に係る準備・施行・運営等の業務を行う。

(3) 業務内容

別添「2025 年大阪・関西万博テーマウィークへの出展に係る企画・運営等実施業務」仕様書のとおり。

(4) 事業主体

徳島県

(5) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで

(6) 見積限度額

30,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

令和 6 年度 4,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 7 年度 26,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務使用

別添「2025 年大阪・関西万博テーマウィークへの出展に係る企画・運営等実施業務」仕様書を参照すること。

3 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であることを条件とする。

(1) 単独企業

ア 地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事

再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続き中でない者であること。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

オ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

カ 本プロポーザルに関して、3（2）に定める企業共同体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

（2）共同企業体（JV）による参加の場合

ア 全ての構成員が、3（1）ア～オに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

4 参加申込み手続き

（1）募集要項等の配布

ア 配布期間：公募開始日から令和 6 年 9 月 18 日（水）午後 5 時まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 配布場所及び受付場所

① 募集要項

下記（4）の事務局で配布するほか、徳島県 HP（下記 URL）からダウンロードできる。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/nyusatsu/itaku/7242533/>

② 実施計画書及び各種ガイドライン

下記（4）の事務局で配布する。事務局で受け取れない場合は申し出ること。

（2）参加申込み

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、令和 6 年 9 月 18 日（水）までに、別添様式「参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにより事務局まで提出すること。

（3）企画提案書の提出

令和 6 年 10 月 4 日（金）午後 5 時までに、6（1）～（5）に記載する書類等について正本 1 部、副本 5 部を、持参または特定記録郵便（必着）で郵送すること。

（4）提出先（事務局）

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県観光スポーツ文化部万博推進課 推進担当
電話：088-621-2364 ファクシミリ：088-621-2934
電子メール：bampakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

公募開始日から令和6年9月18日（水）午後5時まで

(2) 質問の方法

電子メールにより、4（4）に提出（任意様式）すること。件名は「大阪・関西万博テーマウィークへの出展に係る企画・運営等実施業務に関する質問」とすること。

なお、質問文書には、担当窓口への部課名、氏名、電話及び電子メールアドレスを明記し、送信後には必ず、電話にて着信確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答

令和6年9月20日（金）に参加申込みをした全ての者に対して行う。

ただし、関係者等への確認を要する質問で、期限までに回答できない場合、その質問に対する回答のみ後日行う可能性がある。

6 企画提案書の作成及び提出について

次の書類等を作成し、（1）～（5）に記載する書類等の正本1部、副本5部を持参（閉庁日を除く。）又は郵送（書留で期限内必着、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）により令和6年10月4日（金）午後5時まで（必着）に事務局まで提出すること。

なお、企業共同体（JV）により参加する場合にあっては、（4）～（5）に規定する資料については構成する全ての事業者が提出すること。

(1) 企画提案書（任意様式）

仕様書5（1）に示す、総合企画書の案を作成し、提出すること。

※A4サイズ、20枚以内（表紙除く）で作成すること。

(2) 見積書（任意様式）

※見積の基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

※施設使用料等、出展に係る費用は全て委託費に含むものとする。

(3) 業務実施体制（業務実施に当たる具体的な体制）（任意様式）

※企業共同体（JV）にあっては、共同企業体協定書の写しを併せて提出すること。

(4) 参加団体の概要・業務実績（任意様式）

ア 事業者（会社、団体）概要（既存のパンフレット等でも可）

イ 国際的な展覧会等、類似案件の実施実績

(5) その他の提出資料

ア 直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの
(設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書)

イ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明
(発行後3か月以内)

ウ 都道府県税について未納がない旨の証明 (発行後3か月以内)

エ 法人の場合は登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)

※個人事業者の場合は個人事業開始届の写しを提出すること

7 審査及び結果通知について

(1) 審査方法

徳島県が別に設置する審査委員会において、書類による審査で最優秀提案者を選定する。ただし、書面審査の結果により、事業者によるプレゼンテーション等を求める場合がある。プレゼンテーション審査を実施する場合は、別途通知するものとし、その際に欠席する場合は、応募辞退とみなす。

なお、審査委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。最優秀提案者は、特段の理由がない限り、契約候補者に決定する。

(2) 審査基準

審査員は、次の観点に基づき審査する。

ア 事業内容について

- ・提案内容が事業の目的・趣旨を十分に踏まえたものとなっているか
- ・徳島県の特徴についての十分な知識・理解のもと提案がなされているか

イ 事業の実現可能性

- ・本事業に類する事業実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか
- ・効果的かつ実現性のある企画が提案されているか

ウ 事業の波及効果

- ・徳島ファンの拡大や県への誘客効果が期待できるか

エ 自由提案

- ・効果的な提案がされているか

オ 経費積算の妥当性

- ・経費の見積に妥当性があるか

(3) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評

価が平均 60%以上の得点（60 点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定する。

（４）審査結果

審査結果は企画提案書を提出した全ての者に書面で通知するとともに、最優秀提案者の名称を徳島県 HP において公表する。

（５）評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ・ ３に記載する参加資格を満たさない者
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ ２案以上の企画提案をした場合
- ・ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ・ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

8 契約に関する事項

- （１）審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- （２）契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、徳島県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- （３）協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- （４）最優秀予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。
- （５）成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い
 - ① 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。
 - ② 成果物及びその構成素材に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。

9 その他の留意事項について

- （１）企画提案書の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- （２）提出された書類については返却しない。
- （３）提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- （４）企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- （５）本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、万博推進課長の了解を得ない

で公表、又は使用してはならない。

10 公募に係るスケジュール

令和6年	9月	4日（水）	公募開始
	9月	18日（水）	質問受付及び参加申込書等提出締切
	10月	4日（金）	企画提案書等提出締切
	10月上旬頃	（予定）	審査委員会の開催（書類審査）
	10月中旬頃	（予定）	審査結果通知
	10月中旬頃	（予定）	委託候補者との協議・委託契約締結